

厚生労働科学研究費補助金
政策科学推進研究事業
(課題番号H14-政策-022)
(平成14年度～16年度)

高齢者の生活保障システムに関する 国際比較研究

平成14年度 研究報告書

平成15(2003)年3月

主任研究者 池上直己

目次

第Ⅰ部 総括研究報告書・分担研究報告書

1. 平成14年度総括研究報告書
主任研究者 池上直己.....1
2. 平成14年度分担研究報告書
- 2-1 「高齢者に対する介護保険給付、医療費、福祉サービスに関する
パネル・データの構築とこれを用いた所得階層別等の実証分析」
主任研究者 池上直己.....7
- 2-2 「高齢者の所得保障としての年金に関する5カ国共同研究」
分担研究者 府川哲夫.....11
- 2-3 「高齢者の生活保障における所得移転と家族の生活保障
機能に関する共同研究」
分担研究者 金子能宏.....15

第Ⅱ部 平成14年度 研究報告

第1研究 「高齢者に対する介護保険給付、医療費、福祉サービスに関する パネル・データの構築とこれを用いた所得階層別等の実証分析」

1. 1 高齢者に対する介護保険給付、医療費、福祉サービスに関する
パネル・データ構築のためのパイロット・スタディ
(池上直己・社団法人北海道総合研究調査会)...19
1. 2 日本の介護保険に関する日米比較について
—ブランドアイズ大学との共同研究— (池上直己).....29

第2研究 「高齢者の所得保障としての年金に関する5カ国共同研究」

2. 1 研究の概要 (府川哲夫).....46
2. 2 Public pension reforms in Japan : background (T. Fukawa) 51
2. 3 Fundamental View Point of the Pension Reform in 2005
(T. Fukawa and K. Yamamoto) 61
2. 4 Pension Reform Toward an Aging Society (A. Seike)63
2. 5 フランスの年金改革(岡伸一) 75
2. 6 ドイツの年金(Ulrich Schroeder)..... 81
2. 7 Pension Reform in Sweden (N. Miyazato) 85
2. 8 Pension Reform in the UK : Implications for Japan (K. Yamamoto).....93
2. 9 Social Security Reform in the United States : Implications for Japan
(R. Clark).....101
2. 10 OASDIの現状とBush Commission (府川哲夫) 129

第3研究「高齢者の生活保障における所得移転と家族の生活保障機能に関する共同研究」

3. 1	遺産の取り崩しスピードと遺産動機 (チャールズ・ユージ・ホリオカ・時子山由紀・周燕飛・金子能宏) ..137
3. 2	世帯属性を考慮した等価尺度の測定 －高齢者世帯と子供のいる世帯の経済状況の実証分析－ (時子山由紀・金子能宏).....141
3. 3	農村高齢者の経営継承形態別生活状況の分析 (時子山由紀・金子能宏).....185
3. 4	Decomposition of Income Inequality both by Professions and by Income Sources Takeshi Mori and Toshiaki Tachibanaki (Kyoto University).....187
3. 5	三世帯同居はハッピーなのか－精神的健康度による検証 (周燕飛・金子能宏).....211
3. 6	高齢化と経済発展のもとにおける中国社会保障制度の展開 (金子能宏・何立新).....225
3. 7	APEC (アジア太平洋経済協力) におけるソーシャル・セーフティ・ネット 構築の動向について (金子能宏).....243
3. 8	研究会・報告資料 公的トランスファーと私的トランスファーの代替関係検証方法について.....248 非課税世帯についての実証分析253 農家計における農外労働供給：所得リスクに対する保健機能について.....265

研究組織・研究者一覧

第1研究 「高齢者に対する介護保険給付、医療費、福祉サービスに関する
パネル・データの構築とこれを用いた所得階層別等の実証分析」

主任研究者

池上直己（慶應義塾大学医学部教授）

研究協力者

Walter Leutz (The Heller School for Social Policy and Management, Brandeis University)

第2研究「高齢者の所得保障としての年金に関する5カ国共同研究」

分担研究者

府川哲夫（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長）

研究協力者

岡伸一（明治学院大学社会学部）

清家篤（慶應義塾大学商学部）

宮里尚三（国立社会保障・人口問題研究所）

山本克也（国立社会保障・人口問題研究所）

Ulrich Schroeder (Deutsche Bank Research)

Robert L. Clark (North Carolina State University)

Harald Conrad (Deutsches Institut für Japanstudien)

第3研究「高齢者の生活保障における所得移転と家族の生活保障機能に関する共同研究」

分担研究者

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部室長）

研究協力者

チャールズ・ユウジ・ホリオカ（大阪大学社会経済研究所）

澤田康幸（東京大学大学院総合文化研究科）

跡田直澄（慶應大学商学部）

橋木俊詔（京都大学経済研究所）

時子山由紀（日本経済研究センター）

前川聡子（大阪経済大学経済学部）

吉田有里（甲南女子大学人間科学部）

阿部彩（国立社会保障・人口問題研究所）

佐藤雅代（国立社会保障・人口問題研究所）

周燕飛（国立社会保障・人口問題研究所）

第 I 部 総括研究報告書・分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
総括研究報告書

高齢者の生活保障システムに関する国際比較研究

主任研究者 池上 直己
慶應義塾大学医学部(医療政策・管理学教室)教授

研究要旨

高齢者の生活保障システムには、引退後の所得保障と健康的な生活を送るための医療・介護保障がある。本研究では、わが国の介護保険が国際的に注目されていることに鑑み、介護保険施行の前後比較や制度の浸透に伴う介護サービスの利用の変化、医療費や福祉費に与える影響、所得階層別の動向などを多面的かつ縦断的に検討するとともに、所得保障の役割とその効果について年金改革の国際比較研究と年金を含む公的トランスファーと私的トランスファーとの代替・補完関係についての実証分析を行うことにより、高齢者の生活保障システムの課題と展望を与える実証分析を行う。

介護保険については、ブランダイス大学のシュナイダー医療政策研究所のデータベースを参考としながら、わが国のパネル・データを構築し、これを用いた実証分析を行う。年金改革の国際比較研究においては、論点について各国研究者と日本側研究者に伝えて共同研究を行い、各国の共通点と相違点の明確化を図る。公的トランスファーと私的トランスファーとの代替・補完関係については、世界銀行やアジア太平洋経済協力APECのソーシャル・セーフティ・ネットに関連する研究活動で関心を寄せられている諸問題について『国民生活基礎調査』を用いて考察するとともに、途上国の例として、中国社会科学院「居民収入調査プロジェクト」に協力してマイクロ・データを用いた実証分析を行う。

初年度の平成14年度は、わが国の介護保険分析のためのデータベースの作成を開始するとともに、平成16年度の年金改正に資するため上記のような年金改革の国際比較研究を行い、ワークショップを開催した。私的トランスファーと公的トランスファーの代替・補完関係については、前者の要因となる遺産動機の有無について考察し、後者については等価尺度を用いた年金給付水準の分析を行った。

分担研究者

府川哲夫（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部長）
金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部第1室長）

A. 研究目的

高齢者の生活保障システムには、引退後の所得保障と健康的な生活を送るための医療・介護保障がある。本研究では、わが国の介護保険が国際的に注目されていることに鑑み、介護保険施行の前後比較や制度の浸透に伴う介護サービスの利用の変化、医療費や福祉費に与える影響、所得階層別の動向などを多面的かつ縦断的に検討するとともに、所得保障の役割とその効

果について年金改革の国際比較研究と年金を含む公的トランスファーと私的トランスファーとの代替・補完関係についての実証分析を行うことにより、高齢者の生活保障システムの課題と展望を与える実証分析を行う。

B. 研究方法

1. 介護保険の分析の基礎となるデータについては、Medicareの受給者で施設入所のリスクが高い者に対して在宅介護サービスを給付するSocial Health Maintenance Organization (SHMO)が1996年から医療とより統合された形に改められたことなどへの評価研究において重要な役割を果たしたブランダイス大学のシュウナイダー医療政策研究所 (Schneider Institute for Health Policy) によるデータベース構築を参考とし、次年度以降、同研究所

との比較研究が可能となるパネル・データの構築に努める。

2. 日本の年金改革の議論にとって欠かすことのできない論点について、先進5か国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン）での議論やエビデンスを調べるため、日本の研究会で論点を示すクエッションネアアを作成し、5か国の研究者と共同研究を実施する。初年度の平成14年度は、2004年度に予定されている次期年金改正の議論に資するため、2003年の春に東京でワークショップ^pを開催し、各国の改革動向を迅速に把握するように努めた。平成15年度は1年目のワークショップの成果を踏まえて、クエッションネアアの回答を完成させる。また、研究者同士の共同研究を継続して共著ペーパーの作成を目指す。日本に関する論文は2003年5月にベルギーで開かれる第4回ISSA Research Conferenceで発表する。また、ワークショップで議論したペーパーの改訂版は2003年12月発行予定の社人研Web Journal（英文）において公表する予定である。

3. 高齢者の生活保障における所得移転と家族の生活保障機能に関する共同研究
日本の社会保障の経験は多くの発展途上国にとって貴重なものであり、その発展過程及び途上国への適用について分析することは、世界銀行やAPECのソーシャル・セーフティ・ネットに関する活動から関心を寄せられている重要なテーマである。これに対応して、本研究は、社会保障の機能と私的トランスファーによる家族生活保障機能との関係を実証分析する。まず、わが国の社会保障の役割をこの観点から考察するために、(1)高齢世帯の貯蓄行動に、私的トランスファーとしての遺産が及ぼす影響をみるために子どもの有無と貯蓄・資産取り崩し行動との関係に関する分析、(2)公的トランスファーとしての年金給付や児童手当の水準を生計費との関係で望ましい水準となるための条件を探る等価尺度を用いた実証分析を行う。また、発展途上国では就業構造の中で大きなシェアを占めている農家世帯との比較ができるように、わが国の農村高齢者の経済状態と年金等の関係について分析を行う。このような実証分析においては、平成14年度厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」において分担研究者金子能宏が担

当した『国民生活基礎調査』再集計結果に関する付属統計表から作成したデータを用いた。

一方、発展途上国の実証分析については、所得移転の実情を把握することのできるマイクロ・データを、中国社会科学院「居民収入調査プロジェクト」に協力して調査票を国際比較研究できるように作成し、中国の都市部・農村部それぞれについて調査を実施する準備を行った。また、中国における公的トランスファーの展開を把握するために、人口構造の変化と経済発展を視点に中国の社会保障制度の発展について考察する。

（倫理面への配慮）パネル・データの構築および「居民収入調査」等のアンケート調査の実施・再集計に当たっては、個人のプライバシーを侵害することのないように、結果の公表（例えば表の作成）において細心の注意を払うように最大限努力する。

C. 研究結果

1. 介護保険の実証分析のためのパネル・データ構築

初年度である14年度は、北海道の2町において平成12-13年の介護保険データ、平成11-13年度の国保の医療費データ、および平成11年度の福祉サービスデータをそれぞれ介護保険の個人番号に沿ってマッチングし、データセットを作成した。調査対象地域（奈井江町、浦臼町、以下本地域）の人口は10,013人であり、65歳以上の高齢者人口は2,804人となっている。本地域は、人口減少、高齢化が進んでおり、高齢化率は、全国が18.3%、北海道が19.0%、本地域が28.0%となっている。

パネル・データは人々の間の通時的な変化をおいながら分析するためのものであるが、その出発点として本年度次のような事実が示された。

(1) 要介護認定者数等の動向

平成14年5月における本地域の要介護認定者数は、366人となっている。また、65歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合は、全国が13.3%、北海道が13.8%、本地域が13.1%とほぼ同様の割合になっている。平成14年5月における要介護度別割合をみると、本地域では、全国と北海道に比較して要支援の割合が高く、要介護5の割合が低くなっている。

(2) 介護サービス利用者数

平成14年5月における本地域の介護サービス利用者数は、299人となっている。また、高齢者数に占める介護サービス利用者の割合は、全国が10.6%、北海道が10.7%、本地域が10.7%とほぼ同様の割合になっている。さらに、要介護認定者数に占める介護サービス利用者の割合は、全国が79.7%、北海道が78.1%、本地域が81.7%であり、本地域はやや高くなっている。

(3) 介護サービス給付額

平成14年5月における本地域の介護サービス給付額は、4千6百万円となっている。一方、平成12年7月から14年5月までの増加率を見ると、全国が34.9%、北海道が20.0%、本地域が5.4%であり、本地域の増加率は低くなっている。

2. 高齢者の所得保障としての年金に関する5カ国共同研究

日本側が示したクエッションネアのうち5か国に共通の事項は次のとおりである。

1) 給付：

年金給付の対GDP比、給付の型（DBかDCか）、被用者年金（支給開始年齢と給付額の水準、所得代替率）、定額年金（支給開始年齢と給付額の水準）、高齢者5分位階級別収入源構成割合、等

2) 負担：

財源構成（国庫負担の割合、目的税）、保険料率（上限所得、税を含めた実質保険料率）、財政方式、保険料率の将来推計

3) トピックス：

被用者VS自営業者、再分配の種類と程度、女性と年金（専業主婦の扱い、遺族年金）、育児・介護との関係、公的年金の機能（Income Smoothing, 所得再分配、世帯vs.個人）、lifetime rich / poor に対する公的年金の作用、企業年金のウエイト（拠出面、給付面）、等

4) 問題点と改革の方向：

負担の限界と長期安定性、世代間公平性、制度の整合性で特に問題になる点、どの部分を私的仕組みに依存するか（積み立て方式のウエイト）、国民のサポート、等。

これを踏まえた各国研究者のレポートから今後の課題として次のような点が明らかになった。

フランス

－公的年金改革の過去10年間の歩みと今後の展望

－社会連帯vs存続可能性

ドイツ

－実質保険料率と労働コスト

－育児クレジット・介護クレジットの比重

－Riester年金の動向

－スライドの新方式

スウェーデン

－NDCの光と陰

－日本への適用について

イギリス

－公対私：6対4から4対6へ

－年金制度の所得再分配効果

－個人が負担する老後の総コスト

アメリカ

－OASDIによる所得再分配の大きさ

－年金改革の選択肢の幅

－Earnings test、年金課税

－私的仕組みの重要性

3. 高齢者の生活保障における所得移転と家族の生活保障機能に関する共同研究

1) 私的および公的トランスファーについて『国民生活基礎調査』を参照して考察すると、子供ありの世帯の方が資産保有は高く、私的トランスファーの要因となる遺産動機が見いだされた。

2) このような貯蓄行動に影響する公的トランスファーとしての年金給付は、等価尺度を用いると勤労世代よりも高齢者の方がより豊かな生計費となる水準となる場合があり、世代間の公平性の視点の重要性を裏付ける結果を得た。

3) 農村高齢者についてみると、平成元年から10年にかけて農業就業人口の高齢化、農業就業者の平均年齢の上昇、農業所得の高齢者層への分配率の上昇などが観察された。農村地域では従来、公的サービスよりも親族や近隣の住人による私的なネットワークによる助け合いが重要であると指摘されてきたが、要介護者の有無、入院者の状況等を見る限りこの傾向は現在では比較的薄いと考えられる結果となり、このような農村の高齢者の医療介護状況の変化については、パネル・データを用いたより詳細な研究の必要性が示唆された。

4) 経済発展の諸問題と人口構造の変化を考慮しつつ中国の社会保障制度の展開を分析した

結果、以下の点が明らかになった。中国政府は、こうした社会問題とこれに関連する食糧問題に対処するために1979年以降「一人っ子政策」を採ったが、その結果、日本と同様に、欧米諸国が経験した以上の早さで高齢化が進むこととなった。高齢者の増加は引退後の所得保障としての年金制度の整備のみならず、加齢に伴う医療需要の増加に対処するための医療制度の整備も必要とされる。しかし、改革・解放政策に伴って、農村部で農家請負生産責任制度を導入して人民公社制を廃止したため、この制度と密接に関連していた農村における高齢者の生活保障や医療保障が必ずしも十分には機能しなくなり、新たな農村部を対象とする社会保障制度の構築が求められている。

D. 考察

1. 介護保険の実証分析のためのパネル・データ構築

介護保険制度は、介護サービスの充実と、医療保険財政の改善等が大きな目的であった。このような目的が達成されているかどうかを把握するためには、国や都道府県のレベルで集計されたデータだけでは不十分であり、要介護者の属性、介護サービスの利用、医療サービスの利用等を、各個人のレベルで把握し、その動向を追跡・分析する必要がある。そのためには、ある集団において、このような様々な情報を個票レベルで定点的に把握したデータセットとしてのパネル・データの構築が不可欠である。

本研究では、ブランダイス大学のシュウナイダー医療政策研究所 (Schneider Institute for Health Policy) によるデータベース構築を参考とし、次年度以降、同研究所との比較研究が可能となるパネル・データの構築に努めるが、完成時には、以下の課題について実証的な分析結果を得ることが期待される。

- ・介護保険の創設とその後の介護サービスのニーズと供給の関係
- ・介護保険の創設とその後の介護サービスの拡大が、医療サービスの利用と国保財政に与えた影響
- ・介護保険の創設とその後の介護サービスの拡充が、福祉サービスの利用と町の財政に与えた影響

2. 高齢者の所得保障としての年金に関する5カ国共同研究

経済の成熟化とグローバル化、人口の少子

高齢化、財政状況の深刻化などともなって、今日、先進諸国は福祉国家の再構築という大きな課題に直面している。先進諸国はそれぞれの国ごとにその置かれた状況の中で社会保障改革を行っているが、一方で他国の経験を参考にし、他国の改革の方向を自国の改革の選択肢に加えるなど、改革の理念や改革の土台となるエビデンスを共有しようという動きが活発になっている。

本研究のように、論点を各国研究者に示す方法を採用することにより、ドイツ、フランス、スウェーデン、イギリス、アメリカの5カ国はそれぞれの経済・社会的状況の中で行っている公的年金改革の国ごとの特徴を整理すること（詳細については、分担研究報告書・高齢者の所得保障としての年金に関する5カ国共同研究を参照）と同時に、それらの国の間で見いだされる共通の改革の理念等について考察することができるが示された。

3. 高齢者の生活保障における所得移転と家族の生活保障機能に関する共同研究

推定された等価尺度を基準となる夫婦世帯の平均所得額に乗じて、高齢世帯の厚生水準を勤労世帯の厚生水準と等しく保つために必要な生計費を計算すると、平成10年現在、健康な高齢夫婦世帯の必要生計費はおよそ16.4万円であり、実際の消費水準である23.8万円を下回る結果となった。また、高齢単身女性世帯について見ると、必要生計費は12.3万円でありやはり実際の消費水準である13.9万円を下回るという結果が得られた。つまり、高齢世帯では、勤労世帯よりも高い厚生水準にあると推測される。高齢者世帯の支出の大半は年金（公的移転）によってまかなわれており、現行の年金制度が勤労世帯から高齢世帯への事実上の賦課方式であることを考えると、現行の年金給付水準が過剰である可能性がある。一方、子供を持つ世帯に対する公的移転としては児童手当が挙げられるが、これは子供のコストをはるかに下回る水準である。わが国の社会保障制度は高齢者に手厚く、子供を持つ世帯に対する補償が比較的薄いという結果は、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」の報告書「21世紀に向けての社会保障」が示した世代間の公平性を考慮した社会保障改革の重要性を示唆している。

また、中国における社会保障制度の展開が経済発展に伴う失業問題への対応や退職者の所得保障として必然的に進みつつある面があるものの、その有効性を見るためには、先進諸国の経験と同様に経済発展に伴い中国においても現れつつある所得格差の拡大に対して社会保障制度がどのように対応できるかを実証分析する必要がある。そのためには、中国における都市部・農村部の世帯属性と所得についてのマイクロ・データを作成して、分析することが必要である。中国社会科学院の「居民収入調査プロジェクト」に協力して調査票を国際比較研究できるように作成し、中国の都市部・農村部それぞれについて調査を実施することは、この点からも成果が期待される

E. 結論

先進国の中で最も深刻な少子高齢社会を迎えると予想されている日本にとって、福祉国家の再構築は最も緊急性の高い政策課題である。日本が他の先進諸国から学ぶものは個別の制度改革もさることながら、その背景にある改革の理念や改革の土台となっているエビデンスであろう。そのためには、高齢者の生活保障システムの各面について国際比較研究を実施・継続していくことが必要である。

F. 健康危険情報

・なし

G. 研究発表

1. 論文発表：金子能宏・何立新「中国の社会保障制度」広井良典・駒村康平編著『アジアの社会保障』（東京大学出版会）（Forthcoming）
2. 学会発表：なし
3. その他：金子能宏「APECのSocial Safety Net国際会議報告（上）」『週間社会保障』第56巻通巻2203号（平成14年9月）、金子能宏「APECのSocial Safety Net国際会議報告（下）」『週間社会保障』第56巻通巻2204号（平成14年10月）

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「高齢者の生活保障システムに関する国際比較研究」

平成14年度分担研究報告書

高齢者に対する介護保険給付、医療費、福祉サービスに関する
パネル・データの構築とこれを用いた所得階層別等の実証分析

主任研究者 池上直己 慶應義塾大学医学部(医療政策・管理学教室)

研究要旨

介護保険が国際的に注目されていることに鑑みて、介護保険施行の前後比較や制度の浸透に伴う介護サービスの利用の変化、医療費や福祉費に与える影響、所得階層別の動向などを多面的かつ縦断的に把握するために、パネル・データを構築し、これを用いて実証分析を行う。分析の基礎となるデータについては、Medicareの受給者で施設入所のリスクが高い者に対して在宅介護サービスを給付するSocial Health Maintenance Organization (SHMO)が1996年から医療とより統合された形に改められたことなどへの評価研究において重要な役割を果たしたBrandeis大学のSchneider Institute for Health Policyによるデータベース構築を参考とし、次年度以降、同研究所との比較研究が可能となるパネル・データの構築に努めた。

初年度である14年度は、北海道の2町において平成12-13年の介護保険データ、平成11-13年度の国保の医療費データ、および平成11年度の福祉サービスデータをそれぞれ介護保険の個人番号に沿ってマッチングし、データセットを作成した。

A 研究目的

介護保険は国際的にも注目されているが、施行の前後比較や制度の浸透に伴う介護サービスの利用の変化、医療費や福祉費に与える影響など、および所得階層別の動向は明らかにされていない。これらの要因を多面的、縦断的に把握するためには、パネル・データによる個票データベースを構築する必要がある。一方、アメリカでは1985年よりMedicareの受給者で施設入所のリスクが高い者に対して在宅介護サービスを給付するSocial Health Maintenance Organization (SHMO)がモデル事業として

開始されたが、1996年からより医療とより統合された形に改められた。SHMOの評価研究において中心的な役割を果たしてきたのが、Brandeis大学のSchneider Institute for Health Policyである。

従って、本研究では、データベースの構築と医療と介護の統合方法について実績のあるBrandeis大学との共同研究を行うことにより、わが国に介護保険の実証分析に適したパネル・データの構築しつつ、これに基づく介護保険施行前後の影響分析を多面的、縦断的に行うことをその目的とする。

B 研究方法

初年度である14年度は、北海道の2町において平成12-13年の介護保険データ、平成11-13年度の国保の医療費データ、および平成11年度の福祉サービスデータをそれぞれ介護保険の番号に沿ってマッチングし、データセットを作成した。

また、このデータセットを次年度以降も継続して拡張していくことによりパネル・データを構築するのにあたり、Brandeis大学との共同研究が可能となるよう、調査項目の比較検討と今後の分析方法等についての検討を同大学の研究チームと行った。

これを契機として、本年度、外国研究機関等の平成15年度委託事業を申請し、日本の状況に対応したSHMOの研究実績に関する報告書の作成をBrandeis大学に委託した。また、本年度、同大学のCapitman教授、Leutz準教授らの招聘を外国人研究者招聘事業として申請し、平成15年度にはパイロット面接調査に関する助言を得る予定である。

さらに、15年度においては、データクリーニングと14年度データの追加し、また介護保険受給者および介護者の属性を把握するために、同地区の居宅介護支援事業者と介護保険施設からサービス開始時および本年度調査時点のMDSのアセスメントデータを入手する。

16年度は、15年度分までのデータを更新してデータセットを完成させ、介護、医療、福祉の各サービスと所得階層の影響について本格的な分析を行う。

(倫理面への配慮) パネル・データの構成になっている。

築およびその集計・解析に当たっては、個人のプライバシーを侵害することのないように、結果の公表(例えば表の作成)において細心の注意を払うように最大限努力する。

C 研究結果

1. 調査対象地域

平成14年3月末の住民基本台帳によると、調査対象地域(奈井江町、浦臼町、以下本地域)の人口は10,013人であり、65歳以上の高齢者人口は2,804人となっている。本地域は、人口減少、高齢化が進んでおり、高齢化率は、全国が18.3%、北海道が19.0%、本地域が28.0%となっている。

2. 要介護認定者数等の動向

平成14年5月における本地域の要介護認定者数は、366人となっている。また、65歳以上の高齢者に占める要介護認定者の割合は、全国が13.3%、北海道が13.8%、本地域が13.1%とほぼ同様の割合になっている。平成14年5月における要介護度別割合をみると、本地域では、全国と北海道に比較して要支援の割合が高く、要介護5の割合が低くなっている。

平成14年5月における本地域の介護サービス利用者数は、299人となっている。また、高齢者数に占める介護サービス利用者の割合は、全国が10.6%、北海道が10.7%、本地域が10.7%とほぼ同様の割合になっている。さらに、要介護認定者数に占める介護サービス利用者の割合は、全国が79.7%、北海道が78.1%、本地域が81.7%であり、本地域はやや高くなっている。

3. 介護サービス給付額

平成14年5月における本地域の介護サービス給付額は、4千6百万円となっている。一方、平成12年7月から14年5月までの増加率をみると、全国が34.9%、北海道が20.0%、本地域が5.4%であり、本地域の増加率は低くなっている。

平成14年5月における本地域の居宅サービス給付額は、約5百万円となっている。居宅サービス利用者一人あたりの給付額は、全国が9万円、北海道が7万6千円、本地域が3万4千円であり、本地域はそれぞれ半額以下で低くなっている。また、平成14年5月における本地域の施設サービス給付額は、約4千万円となっている。施設サービス利用者一人あたりの給付額は、全国が31万9千円、北海道が33万1千円、本地域が30万2千円円となっており、居宅サービス給付額のような他地域との大きな相違は見いだせない。

D及びE 考察と結論

介護保険制度は、介護サービスの充実と、医療保険財政の改善等が大きな目的であった。このような目的が達成されているかどうかを把握するためには、国や都道府県のレベルで集計されたデータだけでは不十分であり、要介護者の属性、介護サービスの利用、医療サービスの利用等を、各個人のレベルで把握し、その動向を追跡・分析する必要がある。そのためには、ある集団において、このような様々な情報を個票レベルで定点的に把握したデータセットとしてのパネル・データの構築が不可欠である。

本年度、厚生労働省の政策科学推進事業の研究助成を受けて、早くから介護保険に対応してきた奈井江町・浦臼町において、パネル・データを構築する第一歩として、

Cで言及したものを主な内容とする調査結果を得ることができた。

次年度以降、Medicareの受給者で施設入所のリスクが高い者に対して在宅介護サービスを給付するSocial Health Maintenance Organization (SHMO)が1996年から医療とより統合された形に改められたことなどへの評価研究において重要な役割を果たしたBrandeis大学のSchneider Institute for Health Policyによるデータベース構築を参考としつつ、同研究所による外国研究機関委託事業や外国研究者招聘事業を活用した共同研究を通じて、パネル・データの構築に努める。

研究完成時には、以下の課題について、実証的な分析結果を得ることが期待される。

- ・介護保険の創設とその後の介護サービスのニーズと供給の関係
- ・介護保険の創設とその後の介護サービスの拡大が、医療サービスの利用と国保財政に与えた影響
- ・介護保険の創設とその後の介護サービスの拡充が、福祉サービスの利用と町の財政に与えた影響

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表：なし
2. 学会発表：なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「高齢者の生活保障システムに関する国際比較研究」

平成14年度分担研究報告書

高齢者の所得保障としての年金に関する5カ国共同研究

分担研究者 府川哲夫 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

日本の年金改革の議論にとって欠かすことのできない論点について、先進5か国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン）での議論やエビデンスを調べるため、日本の研究会でQuestionnaireを作成し、5カ国の研究者と共同研究を実施した。2004年度に予定されている次期年金改正の議論に資するため、2003年の春に東京でWorkshopを開催した。

A 研究目的

日本の年金改革の議論にとって欠かすことのできない論点について、先進5か国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン）でどのような議論がなされ、どのようなエビデンスが提示されているかを調べるため、日本の研究会でQuestionnaireを作成し、5カ国の研究者との共同研究を通して解答を探る。Questionnaireの作成に当たっては、年金制度の公平性・整合性、給付の十分性、制度の中長期安定性、公私の役割分担、等を盛り込むとともに、各国の改革（案）を解釈するに当たっては、各国の制度的背景を十分考慮する。このような比較研究から日本の年金改革の議論に有益な選択肢を考察する。

B 研究方法

初年度である14年度は、Questionnaireを作成し、研究の枠組みを設定した。次期年金改革のスケジュールを考慮して、2年目に予定していたworkshopを14年度に開催した。2002年11月22日にスウェーデンに関する会議を開催し、2002年2月21日にスウェーデン以外の国に関するworkshopを開催した。

15年度は1年目のworkshopの成果を踏まえて、Questionnaireの回答を完成させる。また、研究者同士の共同研究を継続して共著ペーパーの作成を目指す。日本に関する論文は2003年5月にベルギーで開かれる第4回ISSA Research Conferenceで発表する。また、workshopで議論したペーパーの改訂版は2003年12月発行予定の社人研Web Journal（英文）において公表する予定である。

16年度は特定のテーマを選んで共同研究をさらに進め、研究の深化を図るとともに、研究成果の普及を図るために日本の雑誌での発表やセミナーの開催を計画する。その際、推進事業を活用して海外の研究者を招聘する予定である。

C 研究結果

1. Questionnaireのうち5か国に共通の事項は次のとおりである。

1) 給付：

年金給付の対GDP比、給付の型（DBかDCか）、被用者年金（支給開始年齢と給付額の水準、所得代替率）、定額年金（支給開始年齢と給付額の水準）、高齢者5分位階級別収入源構成割合、等

2) 負担：

財源構成（国庫負担の割合、目的税）、保険料率（上限所得、税を含めた実質保険料率）、財政方式、保険料率の将来推計

3) トピックス：

被用者VS自営業者、再分配の種類と程度、女性と年金（専業主婦の扱い、遺族年金）、育児・介護との関係、公的年金の機能（Income Smoothing, 所得再分配、世帯vs.個人）、lifetime rich / poor に対する公的年金の作用、企業年金のウエイト（拠出面、給付面）、等

4) 問題点と改革の方向：

負担の限界と長期安定性、世代間公平性、制度の整合性で特に問題になる点、どの部分を私的仕組みに依存するか（積み立て方式のウエイト）、国民のサポート、等

2. 各国ごとに下記のペーパーが2月21日のworkshopで発表された。

日本 Public pension reforms in Japan : background (Fukawa)
Next Public Pension Reform in Japan (Yamamoto)
Pension Reform Toward an Aging Society (Seike)

フランス Pension Reform in recent France (Oka)

スウェーデン Pension Reform in Sweden (Miyazato)

イギリス Pension Reform in the UK : Implications for Japan (Yamamoto)

アメリカ Social Security Reform in the United States : Implications for Japan (Clark)

3. 今後の課題として次のような点が明らかになった。

フランス

—公的年金改革の過去10年間の歩みと今後の展望
—社会連帯vs存続可能性

ドイツ

—実質保険料率と労働コスト
—育児クレジット・介護クレジットの比重
—Riester年金の動向
—スライドの新方式

スウェーデン

—NDCの光と陰
—日本への適用について

イギリス

—公対私：6対4から4対6へ
—年金制度の所得再分配効果

—個人が負担する老後の総コスト

アメリカ

—OASDIによる所得再分配の大きさ
—年金改革の選択肢の幅
—Earnings test、年金課税
—私的仕組みの重要性

D 考察

経済の成熟化とグローバル化、人口の少子高齢化、財政状況の深刻化などともなっていて、今日、先進諸国は福祉国家の再構築という大きな課題に直面している。先進諸国はそれぞれの国ごとにその置かれた状況の中で社会保障改革を行っているが、一方で他国の経験を参考にし、他国の改革の方向を自国の改革の選択肢に加えるなど、改革の理念や改革の土台となるエビデンスを共有しようという動きが活発になっている。

5か国はそれぞれの経済・社会的状況の中で公的年金の改革を行い、各国ごとに以下のような際立った特徴がみられた。

フランス

1) フランスの近年の年金改革の議論の主要要素は a) PAYG方式の公的年金の給付水準低下を補う年金貯蓄基金の創設、b) 早期引退の流れを覆し、50歳以上の労働参加率を高める施策、の2つである。
2) 数多くの改革案が提示されてきたが、いずれも早期引退の現実と既得権擁護の壁に阻まれて、改革は進んでいない。

ドイツ

1) 2001年改正の影響は今のところまだ小さいが、a) 給付→拠出から拠出→給付へ、b) 1階建て制度から2階建て制度へ、とパラダイムの転換を伴っている。
2) Riester年金の給付に占める割合は2030年の退職者でも多くて12%程度であるが、この部分の給付は不平等を拡大する。
3) 2001年改正は甘い前提に基づいているので、今後「1階部分の縮小・2階部分の拡大」の方向の改正が必要になる。
4) ドイツの育児クレジットは国際的にみて大変寛大である。早期引退をくい止める措置はさらに必要である。

イギリス

1) 2000年以降のイギリスの仕組みは

- 1階 PAYG基礎年金
- 2階公的 第2年金 (State Second Pension : 定額給付で低所得者向 ; PAYG SERPSは2002年4月に廃止)
- 2階私的 企業年金又は個人年金
さらに積立方式のSHP
(Stakeholder private pension ; 2002年から)

なし

G 研究発表

- 3. 論文発表 : なし
- 4. 学会発表 : なし

H 知的所有権の出願・登録状況

- 4. 特許取得 : なし
- 5. 実用新案登録 : なし
- 6. その他 : なし

従来からの基本構造 (低所得者にはmeans-testing、中所得以上には私的仕組みを用意し、政府の役割は最小にとどめる) は変わっていない。この背景には強力な保険業界の存在がある。

2) イギリスの企業年金は充実していた (最終給与にリンクしたDB、被用者の3/5をカバー) が、近年DCプランが増え (DB加入者数は1991年の5.6百万人から2001年には3.8百万人に減少)、同時にDCプランでは事業主負担の割合が減っている。

3) 退職所得のoptionとして高所得者は投資 (特に住宅投資)、中所得者は個人年金や企業年金が重要で、国の年金に頼っているのは低所得者のみである。

アメリカ

- 1) 1983年の改正以降、大きな改正はない。高所得者への年金給付の課税が強化されたが、これはむしろ公的年金の給付削減と受け取られている。
- 2) 抜本的な改革を主張する声は高まっている (Martin Feldstein, Heritage Foundation, Cato Institute) が、個人退職勘定 (PRA) が近い将来導入される可能性は小さい。
- 3) アメリカは高齢者の中で所得格差が大きく、高齢者の貧困も存在しているが、大きな問題になっていない。
- 4) アメリカの年金改革の議論では保険料率の引き上げという選択肢が存在せず、育児や介護のクレジット、高齢者へのもっと寛大なセーフティー・ネット、などが無視されている。

E 結論

先進国の中で最も深刻な少子高齢社会を迎えると予想されている日本にとって、福祉国家の再構築は最も緊急性の高い政策課題である。日本が他の先進諸国から学ぶものは個別の制度改革もさることながら、その背景にある改革の理念や改革の土台となっているエビデンスであろう。そのためには2国間で研究機関同士が共同研究を実施・継続していくことが必要である。

F 健康危険情報

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）

「高齢者の生活保障システムに関する国際比較研究」

平成14年度分担研究報告書

高齢者の生活保障における所得移転と家族の生活保障機能に関する共同研究

分担研究者 金子能宏 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

日本の社会保障の経験は多くの発展途上国にとって貴重なものであり、その発展過程及び途上国への適用について分析することは、世界銀行やAPECのソーシャル・セーフティ・ネットに関する活動から関心を寄せられている重要なテーマである。これに対応して、本研究は、社会保障の機能と私的トランスファーによる家族生活保障機能との関係を実証分析する。まず、わが国の社会保障の役割をこの観点から考察するために、(1)高齢世帯の貯蓄行動に、私的トランスファーとしての遺産が及ぼす影響をみるために子どもの有無と貯蓄・資産取り崩し行動との関係に関する分析、(2)公的トランスファーとしての年金給付や児童手当の水準を生計費との関係で望ましい水準となるための条件を探る等価尺度を用いた実証分析を行った。また、発展途上国では就業構造の中で大きなシェアを占めている農家世帯との比較ができるように、わが国の農村高齢者の経済状態と年金等の関係について分析を行った。一方、発展途上国の実証分析については、所得移転の実情を把握することのできるマイクロ・データを、中国社会科学院「居民収入調査プロジェクト」に協力して調査票を国際比較研究できるように作成し、中国の都市部・農村部それぞれについて調査を実施する準備を行った。また、中国における公的トランスファーの展開を把握するために、人口構造の変化と経済発展を視点に中国の社会保障制度の発展について考察した。

A 研究目的

日本の社会保障の経験は多くの発展途上国にとって貴重なものであり、その発展過程及び途上国への適用について分析することは、世界銀行やAPEC（アジア太平洋経済協力）のソーシャル・セーフティ・ネットに関する活動（APEC Social Safety Net Capacity Network Building: SSNCNB）から関心を寄せられている重要なテーマである。とくに、APECのSSNCNBは、APEC参加各国及び経済地域が、経済社会の発展と社会保障制度との関係を、研究成果の情報提供などによる相互理解を通じて、人々と経済両面での行き来が拡大しているAPECにおいて途上国

と先進諸国双方の社会保障の望ましい発展の在り方を探る活動である。これらの国際機関の研究動向に対応して、本研究は、社会保障の機能と私的トランスファーによる家族生活保障機能との関係を、人口構造の変化のみならず経済発展や就業行動の変化にも留意しつつ実証分析する。

B 研究方法

(1) 高齢世帯の資産保有高が実際に高額であるかどうかを検証するため高齢世帯における資産保有高を推計した。金融資産に関しては、『国民生活基礎調査』の貯蓄残高階級の値を金融資産保

有額として用いた。固定資産に関しては中井(1990)、大竹ホリオカ(1994)を参考に固定資産納税額から推計した。次に、子供の有無を遺産動機の代理変数とみなして、子供の有無が高齢世帯の資産の取り崩しスピードに与える影響を見るために、世帯主の年齢階級、子供の有無別にサンプルをわけて、それぞれの資産保有額・消費額の平均値に関して考察した。

(2) 等価尺度とは、異なる属性を持つ世帯が同じ厚生水準に達するために必要な費用(消費又は所得)を表した指標である。これを用いた分析においては、平成14年度厚生科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」において分担研究者金子能宏が担当した『国民生活基礎調査』再集計結果に関する付属統計表から作成した、各世帯の主観的生活満足度(5段階の離散順序変数)と経済水準のデータを用いた。

基準とする世帯として世帯主年齢45歳から59歳の勤労夫婦世帯を選び、この世帯に対する対象世帯(高齢夫婦世帯及び子供のいる世帯)の相対的な等価尺度を、順序プロビットモデルを適用して推計した。

次に、基準世帯の実際の平均消費額を用いて、これらの世帯と同一水準に達するために対象世帯が必要とする生計費(必要生計費)を等価尺度を用いて推計し、対象世帯の実際の消費水準と比較することによって、基準世帯と対象世帯の厚生水準の比較を行った。

(3) 農村高齢者のいる世帯を経営の継承形態別に、経営継承された親子同居世帯三グループ(親子とも農業に従事している世帯、子世代のみが農業に専従している世帯、子世代が農業を副業にしている世帯)と経営継承していない世帯二グループ(同居世帯でありかつ高齢者である世帯員のみ農業に従事している世帯、高齢者のみ世帯で農家世帯)の合計五グループにわけそれぞれの世帯について消費・所得・資産保有高、労働供給等の経済状態及び介護者の有無やストレスの有無といった生活状況別に分析した。ここで、平成14年度厚生科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」においてまとめた『国民生活基礎調査』再集計結果に関する付属統計表から、平成元年から10年度データに含まれる個人のうち農業所得が正であると回答した60歳以上のサンプルを農村高齢者とみなして、分析を行った。

(4) 発展途上国の実証分析については、所得移転の実情を把握することのできるマイクロ・デー

タを、中国社会科学院「居民収入調査プロジェクト」に協力して調査票を国際比較研究できるように作成し、中国の都市部・農村部それぞれについて調査を実施する準備を行った。また、中国における公的トランスファーの展開を把握するために、人口構造の変化と経済発展を視点に中国の社会保障制度の発展について考察した。

C 研究結果

(1) 平成14年度厚生科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」においてまとめた『国民生活基礎調査』再集計結果の付属統計表における平成10年度のデータに含まれる世帯のうち、世帯主が60歳以上の夫婦で、どちらも稼働所得がゼロであり、子世帯と別居または準同居しているサンプルを用いて、高齢者世帯の貯蓄、資産の取り崩しを通じた私的トランスファーについて分析を行った。

子供なし世帯と子供あり世帯を比較した場合、一般的に子供なし世帯の方が、正味資産の保有額が低いことが観察された。世帯主60-64才、80-84才の二階級をのぞいて金融資産・固定資産とも、世帯主年齢が同じならば、子供ありの世帯の方がなしの世帯よりも保有資産額の平均値が低い。次に、資産の取り崩しスピードが子供なし世帯で高い可能性を考慮して子供の有無別に世帯消費額を比較した。1998年について消費額を比較すると、60-65歳のカテゴリにおいて子供なし世帯の消費額が子供あり世帯の消費額よりも130万円近く高いことが観察された。しかしながら、その他の階級では、子供有りの世帯の方が平均消費額はいくらか多くなっているという結果が見られた。

(2) 平成14年度厚生科学研究費補助金(政策科学推進研究事業)「社会保障の改革動向に関する国際共同研究」においてまとめた『国民生活基礎調査』再集計結果に関する付属統計表から推定された等価尺度によれば、平成10年現在、60歳未満の夫婦世帯を基準とした60歳以上の高齢夫婦世帯の等価尺度は0.60であった。つまり、加齢につれ、同じ厚生水準を達成するために必要とされる消費額は減少する。また、高齢夫婦世帯を基準とした場合の高齢単身女性世帯の等価尺度は0.75であり、高齢世帯では家計規模の経済が大きく働くことがわかった。また、平成元年から平成10年にかけて若年世帯と比較した場合の高齢世帯の生計費は減少傾向にある。

子供をもつ世帯の等価尺度に関しては、夫婦世帯の消費額を1とした場合、最初の子供持つことの費用は1.28であり、家計に大きな負担となって

いる。さらに、子供一人世帯を基準とした子供二人世帯の費用は1.12、また子供三人世帯では1.35であった。これは子供の数が増加したときに必ずしも家計規模の経済が働かないことを示している。

(3) 平成元年から10年にかけて農業就業人口の高齢化が観察された。農業就業者の年齢が上昇し、また農業所得の高齢者層への分配率も上昇した。経営継承形態別に見た場合、経済的に見て比較的豊かである世帯は子世代が農業を副業にしている世帯であった。また、高齢者のみの農家世帯では経済水準が低く特に現金収入が低い傾向が観察された。また、農村地域では従来、公的サービスよりも親族や近隣の住人による私的なネットワークによる助け合いが重要であると指摘されてきたが、要介護者の有無、入院者の状況等を見る限りこの傾向は現在では比較的薄いようである。

(4) 中国の経済発展は近年めざましく、2000年には世界の輸出に占める中国のシェアが6.1%になり、日本について世界第4位を占めるに至った（内閣府2002）。ただし、総人口が12億6583万人（2000年11月）にも上るため一人あたり国内総生産は1998年においてもまだ低く850ドル（2001年）である（ただし香港・マカオを除く値）。しかも、沿海都市から経済成長が進んだため、農村部と都市部との所得格差が拡大し、農村部から都市部での就業を求める大きな労働力移動が起こり、2001年都市部失業率が3.6%に達するなど社会問題化している。

このような経済発展の諸問題と人口構造の変化を考慮しつつ中国の社会保障制度の展開を分析した結果、以下の点が明らかになった。中国政府は、こうした社会問題とこれに関連する食糧問題に対処するために1979年以降「一人っ子政策」を採ったが、その結果、日本と同様に、欧米諸国が経験した以上の早さで高齢化が進むこととなった。高齢者の増加は引退後の所得保障としての年金制度の整備のみならず、加齢に伴う医療需要の増加に対処するための医療制度の整備も必要とされる。しかし、改革・解放政策に伴って、農村部で農家請負生産責任制度を導入して人民公社制を廃止したため、この制度と密接に関連していた農村における高齢者の生活保障や医療保障が必ずしも十分には機能しなくなり、新たな農村部を対象とする社会保障制度の構築が求められている。

D及びE 考察と結論

(1) 子供の有無別に資産の保有高を見ると、子供ありの世帯の方が資産保有高が高く、これは遺産動機を裏付けているように見える。しかしなが

ら、資産の取り崩しの一因と考えられる消費額について考察した場合、子供の有無別に平均消費額の差が見られない。そこで、資産の取り崩しがどういった要因で生じているのか、または遺産動機の要因（利己的なものであるのか利他的なものであるのか）について資産格差に与える影響を考察するために更なる研究が必要であると考えられる。

(2) 推定された等価尺度を基準となる夫婦世帯の平均所得額に乗じて、高齢世帯の厚生水準を勤労世帯の厚生水準と等しく保つために必要な生計費を計算すると、平成10年現在、健康な高齢夫婦世帯の必要生計費はおよそ16.4万円であり、実際の消費水準である23.8万円を下回る結果となった。また、高齢単身女性世帯について見ると、必要生計費は12.3万円でありやはり実際の消費水準である13.9万円を下回るという結果が得られた。つまり、高齢世帯では、勤労世帯よりも高い厚生水準にあると推測される。高齢者世帯の支出の大半は年金（公的移転）によってまかなわれており、現行の年金制度が勤労世帯から高齢世帯への事実上の賦課方式であることを考えると、現行の年金給付水準が過剰である可能性がある。一方、子供を持つ世帯に対する公的移転としては児童手当が挙げられるが、これは子供のコストをはるかに下回る水準である。わが国の社会保障制度は高齢者に手厚く、子供を持つ世帯に対する補償が比較的薄いという結果は、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」の報告書「21世紀に向けての社会保障」が示唆する世代間の公平性を考慮した社会保障改革の必要性を裏付けるものである。

(3) 子世代が農業を副業として経営継承した世帯では、子世代の安定した農外所得とともに、経営継承したことによる農業経営上の特典、親世代が農業者年金制度上の恩恵を受け比較的裕福な状態にあること、また、経営継承されずに高齢夫婦のみから構成された農家では、生活水準が低いことが観察された。もし、経営継承者の有無が高齢者にとって外性であるとするならば、経営継承形態に依存する産業政策や社会保障制度は高齢農業者間に不公平を生じさせていると考えられる。

(4) 中国における社会保障制度の展開が経済発展に伴う失業問題への対応や退職者の所得保障として必然的に進みつつある面があるものの、その有効性を見るためには、先進諸国の経験と同様に経済発展に伴い中国においても現れつつある所得格差の拡大に対して社会保障制度がどのように対応でき

るかを実証分析する必要がある。そのためには、中国における都市部・農村部の世帯属性と所得についてのマイクロ・データを作成して、分析することが必要である。中国社会科学院の「居民収入調査プロジェクト」に協力して調査票を国際比較研究できるように作成し、中国の都市部・農村部それぞれについて調査を実施することは、この点からも成果が期待される。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

5. 論文発表：金子能宏・何立新「中国の社会保障制度」広井良典・駒村康平編著『アジア

の社会保障』（東京大学出版会）
(Forthcoming)

2. 学会発表：なし

3. その他：金子能宏「APECのSocial Safety Net 国際会議報告（上）」『週間社会保障』第56巻通巻2203号（平成14年9月）、金子能宏「APECのSocial Safety Net 国際会議報告（下）」『週間社会保障』第56巻通巻2204号（平成14年10月）

H 知的所有権の出願・登録状況

7. 特許取得：なし

8. 実用新案登録：なし

9. その他：なし